

北海道旭川高等支援学校

学校いじめ防止基本方針



令和5年12月改訂

北海道旭川高等支援学校 学校いじめ防止基本方針

いじめ防止基本方針

【基本理念】

「全ての生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合うことができるような取組を進めることで、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。」

【留意事項】

- ・いじめを受けた生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考えはあってはならない。
- ・いじめの未然防止に努めるとともに、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- ・望ましい人間関係を自ら構築していく力、いじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を育み、安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように取り組む。
- ・夢や希望をしっかりとって、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会においても「しなやかな心」「やりぬく力」をもってたくましく生きていく力を育む。

1 いじめに関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本認識

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こりうるものと認識すること。
- ②いじめは人権侵害であり、人として許される行為ではないと認識すること。
- ③いじめは学校や保護者、地域社会等、すべての関係者相互の連携協力の下、一体となって取り組むべき重要な課題であると認識すること。

(3) いじめに係る生徒の心理

いじめる生徒の心理

- イライラ、ストレス
- 無力感、いらだち
- 誤った不満解消法
- 行動の正当化（自分は正しい）
- 事実無根、作られた理由
- 遊び感覚、悪ふざけ
- 自己中心的
- 想像力不足
- 暴力を肯定

いじめられる生徒の心理

- 自分自身を否定する気持
- 自尊感情の崩壊
- いじめを隠す
- 心の葛藤
- 辛さを思いやる、受け止める
- 無気力に見える生徒に「頑張って！！」×
- 「君にも原因はないか？」×
- 不信感・孤立感
- 生徒の気持ちをそのまま受け止め理解する。

(4) いじめのかたち (いやなことをする、される)

①冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる

- ・相手がいやだと感じたら1回だけの悪口でもいじめとなる
- ・だれに向かっても言っていないつもりでもひとりに注意が必要
- ・『うざい』『腹立つ』『ちゃんとやれ』などの捨てぜりふ

②仲間外れ、集団による無視

③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ・大きな音を立てて活動する人に恐怖を覚え、それが自分に向けたいやがらせだと思える人もいる(ドアの開け閉め、教科書のそろえ方、道具の置き方、食器の重ね方)

④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

⑤金品をたかられる

- ・直接『お金がほしい』と相手に言っていないでも、お金を出すように仕向けること

⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる

- ・個人情報や悪口など、いやだと思えることを勝手に書き込まれる

(5) いじめの解消

謝罪をもって安易に解消とすることはできず、少なくとも2つの要件が満たされる必要がある。

①いじめの行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が、少なくとも3か月止んでいる状態が継続していること

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する

2 いじめの予防

いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 生徒・学級の状況把握

①教職員の気づき(日常観察)

②実態把握① ex「個別的教育支援計画」の活用

③実態把握② ex「セルフプロデュース」における個別面談

④実態把握③ ex「心の天気」におけるタブレット端末での入力内容

(2) 心の居場所づくり — 認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり —

①自尊感情を高める学習活動、学級活動、学年・学校行事の実施

②生徒たちの主体的な参加による活動

③言語活動の充実

④生徒のモデルとなり、信頼される教師の言動

④教職員の協力協働体制

(3) 命や人権を尊重し、豊かな心の育成

- ①『北海道旭川高等支援学校 学校いじめ防止基本方針』の配付と説明
- ②人権教育の充実
- ③道徳教育・体験教育の充実
- ④コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実
- ⑤情報教育の充実 (ex 職業、外部講師を招いての特別授業)

(4) 保護者や地域の方との連携

- ①PTA総会で全体へ説明、PTAの各種会議、学年懇談等
- ②いじめの実態・指導方針等の情報提供・意見交換
- ③関係機関との連携
- ④学校評議員会での説明・協力要請
- ⑤学校の教育活動に関する情報の発信 ex HP、学校公開の実施、学校だよりの配布

(5) 教職員の校内研修

- ①いじめ対応ガイドブック・支援ツール（コンパス）を活用した研修
- ②いじめ取組チェックリストの実施（道教委作成）
 - ・日々の生徒の様子観察
 - ・早期発見・対処のあり方

3 いじめへの対応

(1) 早期認知・早期発見

【情報収集】 日々の観察からの気づき / 個別セルフプロデュース / 生徒情報交流会 /
年2回いじめアンケートの実施 / 保護者からの気づき / 心の天気 /
見つけたい兆候・・・

- ①表情や態度：沈んだ表情、口をききたがらない、わざとはしゃぐ、ぼんやりとした状態、視線を合わせることを嫌う等
- ②服装：シャツやズボンが汚れたり、破けている、服に靴の後がついている等
- ③身体：顔や身体に傷やあざができて、身体の不調を訴える等
- ④行動：一人でいることが多い、急な学習意欲の低下、忘れ物が増える等
- ⑤周囲の様子：よくからかわれたり無視されたりする、発言に対して嘲笑がおきる等

【相談しやすい環境づくり】共感的理解、心の安定、安心・安全（守り抜く、秘密を守る）

【情報の共有】 情報の整理・分析、教職員への情報提供

(2) 早期対応

①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという姿勢を伝える。

〈安全・安心の確保、心のケア、今後の対策をともに考える、温かい人間関係をつくる、自尊感情を高める〉

②いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

〈いじめの事実を確認する、いじめの背景や要因の理解に努める、いじめられている生徒の苦痛に気付けるようにする、今後の行動を考えられるようにする〉

③周りの生徒への対応

当該生徒だけではなく、集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。
〈自分の問題として捉えられるようにする、望ましい人間関係づくりに努める、自己有用感を味わえる集団づくりに努める〉

④保護者への対応

ア いじめられている生徒の保護者に対して

問題の早期解決に向けて、学校全体で一丸となって取り組むことを伝え、安心感を与えられるようにする。

〈じっくりと話を聞く、事実関係の伝達をする、苦痛に対して共感的に受け止める、指導方針・今後の対応を伝える、親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める〉

イ いじめている生徒の保護者に対して

事実関係を把握したら速やかに面談を実施し、正確な事実関係の説明とよりよい解決を図る思いを伝える。

〈いじめは誰にでも起こりうるものであることを伝える、生徒や保護者の心情への配慮、今後の関わり方等を一緒に考え、保護者の協力が必要であることを伝える、具体的な助言〉

⑤ネットいじめへの対応

ア 保護者への理解啓発

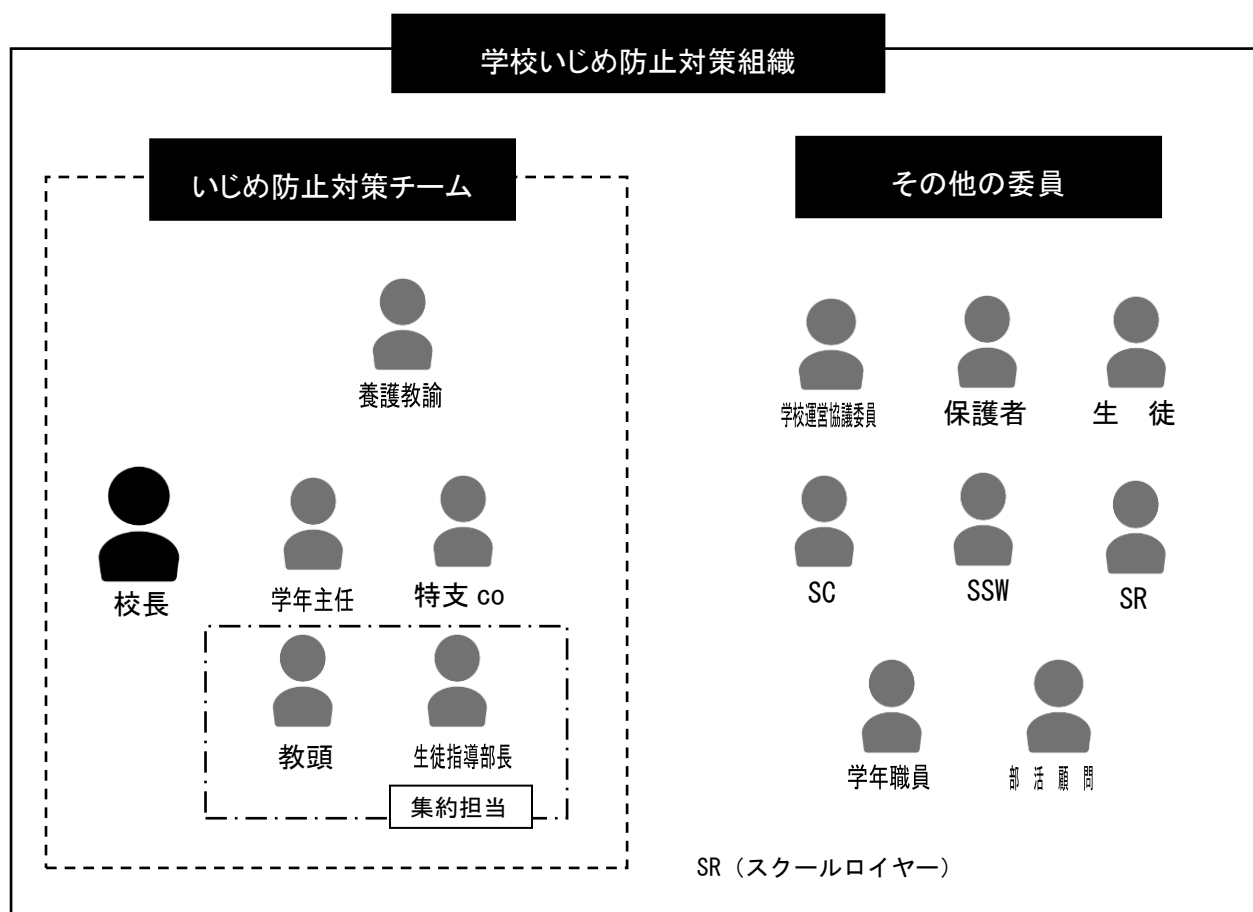
フィルタリング、見守り、家庭でのルールづくり

イ 情報教育

インターネットの利便性と危険性、情報モラル

ウ ネットパトロール

生徒が「ネットいじめ」等に巻き込まれていないか等のチェック

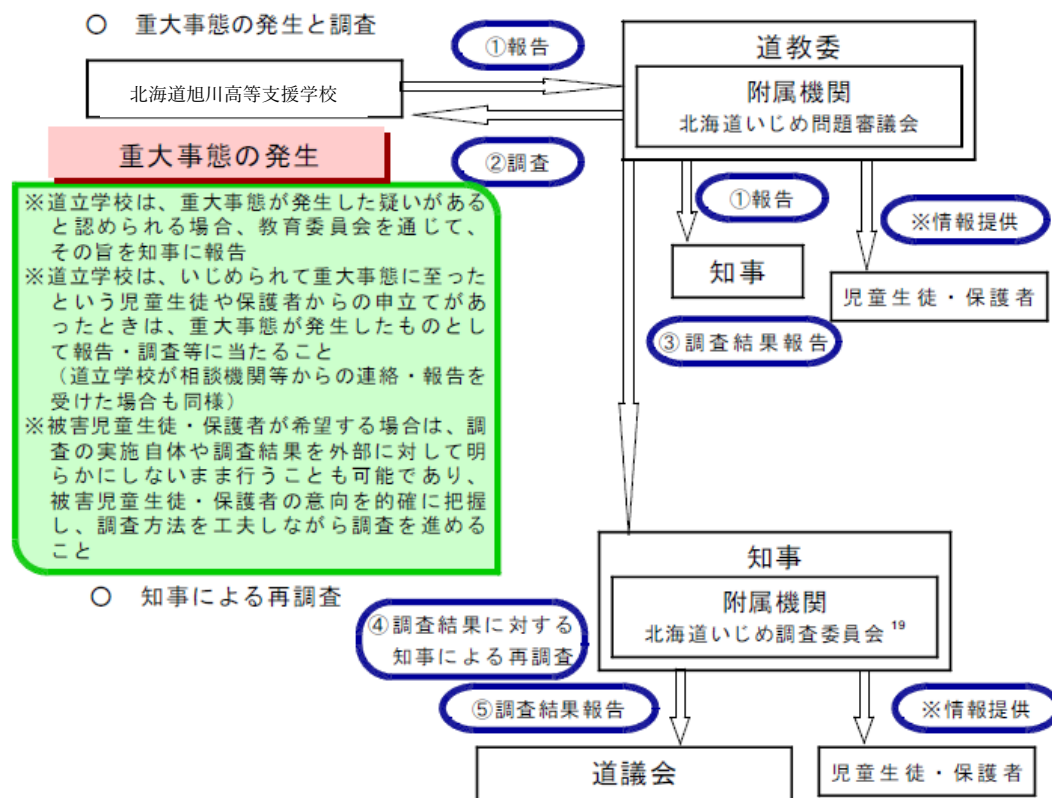


4 重大事態について

(1) 重大事態の定義

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対処



5 いじめ防止に関する措置

(1) いじめ防止等の対策のための組織「いじめ体罰防止委員会」の設置

〈構成員〉 校長、教頭、◎生徒指導主事、コーディネーター、各学年主任、養護教諭、保護者代表（PTA会長）、必要に応じ関係職員（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー含む）

〈活動〉 ①日常的な生徒間の情報交流を1週間に一度行う

②生徒間のいじめや、教職員による生徒への体罰といった人権の侵害につながる行為の未然防止について検討する。

ア 人権尊重を基盤とした学校教育推進についての啓発及び研修の実施

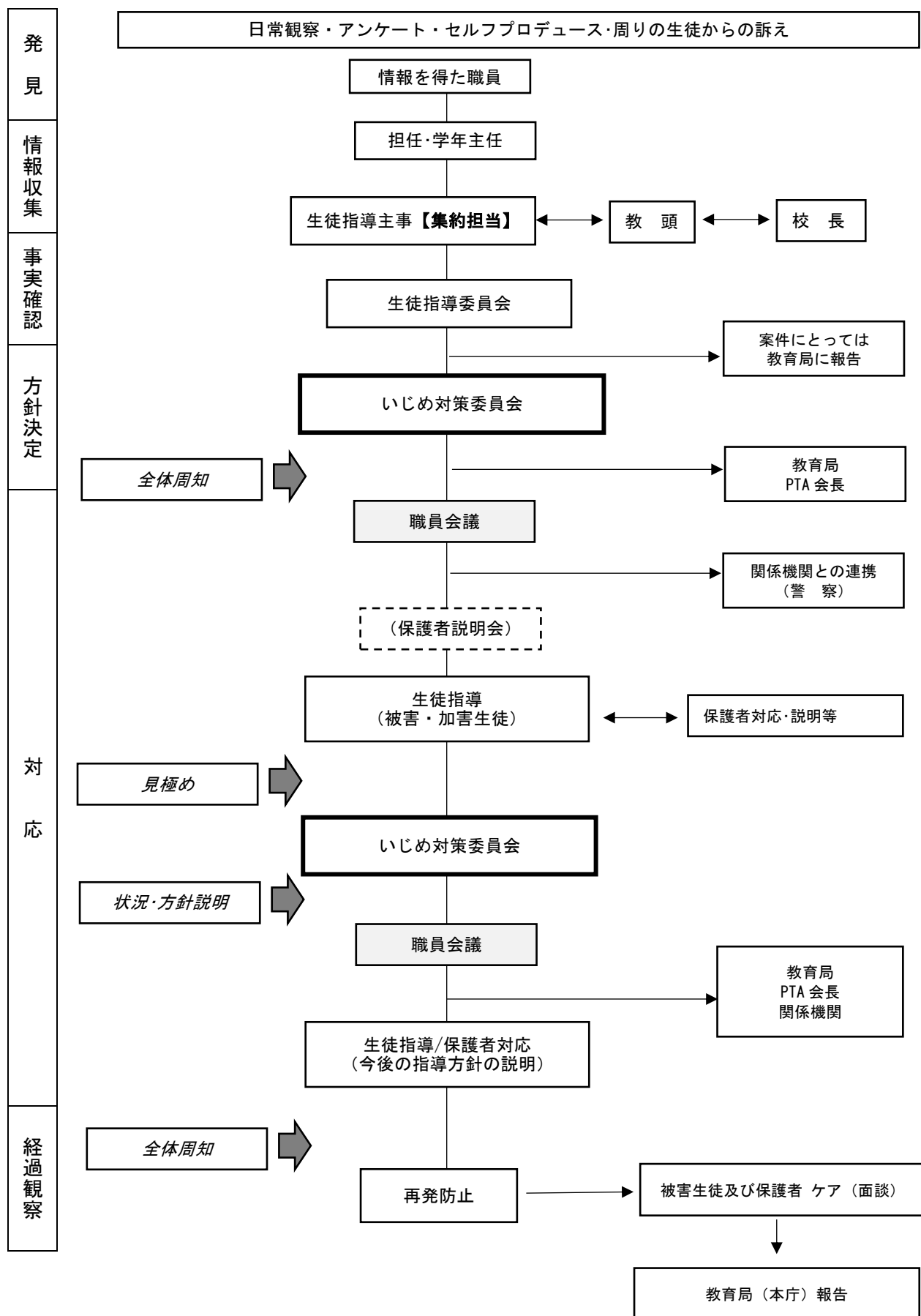
③人権侵害が認知された場合、適切な対応措置を講ずる。

ア 被害生徒へのケアと再発防止策の検討

〈開催〉 校内委員会の「生徒指導委員会」の中に位置づけ年度始め、夏季、冬季休業中に開催し、事案が発生した際は緊急開催とする。

6 いじめ対応の流れ

(1) いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組



(2) ネットいじめの対応

①未然防止

ア 保護者と連携・協力し、学校と双方による指導。

イ 未然防止の観点：ex フィルタリング

ウ 早期発見の観点 ex 見守り

②情報モラルに関する指導 「スマホ・ケータイ安全教室」の実施。

ア インターネットの特殊性の理解。

イ 発信した情報は、多くの人にすぐに広まる。

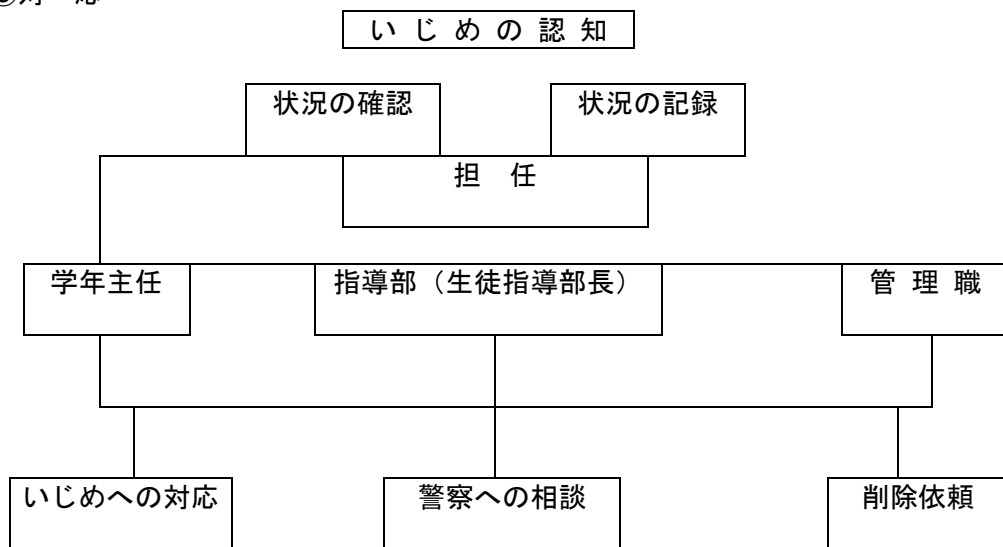
ウ 匿名でも書き込みした人は、特定できる。

エ 違法情報や有害情報も含まれている。

オ 書き込みが原因でトラブルや犯罪につながる可能性がある。

カ 一度流出した情報は、簡単に回収できない。

③対 応



7 「学校いじめ防止基本方針」の点検について

年度末に、生徒や保護者、教職員にも学校評価の中でアンケートをとり、意見を募る。
地域住民の方からの意見等については、ホームページを見て問い合わせてもらう形をとる。